

通学路等における児童等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成18年青森県条例第2号）第11条第1項の規定に基づき、通学、通園等の用に供される道路及び児童等(注1)が日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等（注2）」という。）における児童等の安全を確保するために必要な方策等を示すことにより、通学路等における児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等（注3）を管理する者、児童等の保護者、地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長に対し、通学路等における児童等の安全を確保するうえで配慮すべき方策や具体的な手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (2) この指針は、関係法令、通学路等の整備状況、地域住民の意見等を踏まえ、学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的な方策等

1 通学路の設定

通学路の設定に当たっては、教育委員会をはじめ関係機関と協議し、交通安全の観点を含め、連れ去りや誘拐等に対する防犯の観点から、可能な限り安全な通学路を設定し、登下校の通学路として利用を徹底させるものとする。

2 通学路等における安全な環境の整備

通学路等における児童等の安全を確保するた

め、次のような環境の整備に努めるものとする。

- (1) 幅員が広い等構造上可能な道路における歩道と車道との分離
- (2) 道路において、死角をつくらない植栽等の配置、剪定等による周囲からの見通しの確保
- (3) 公園や広場において、死角をつくらない遊具等の配置等による周囲からの見通しの確保
- (4) 死角となる物件又は箇所がある場合は、死角を解消するためのミラー等の整備
- (5) 通学路等の周辺に「子ども・女性110番の家」等の緊急避難場所の設置
- (6) 防犯灯等による夜間における人の行動を視認できる程度以上の照度（注4）の確保
- (7) 地下道をはじめとする子どもに対する犯罪発生の危険性が特に高い通学路等への防犯ベル、防犯カメラ又は警察に対する通報装置の設置

3 通学路等における児童等の安全確保のための関係機関との連携

学校等を管理する者、保護者、児童等の地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、通学路等における児童等の安全を確保するため、次のような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 通学路等における児童等に対する犯罪、不審行為等の情報、その他児童等の安全の確保に関する情報の伝達、交換及びこれら情報の内容に応じた対策を講ずるための推進体制の整備
- (2) 通学路等における児童等の登下校時のパトロールや見守り活動の実施、緊急時の保護活動、その他児童等の安全を確保する活動を行うための協力体制の確立
- (3) 通学路等における危険箇所の把握等の安全点検の実施及び危険箇所等の改善に向けた取組の実施
- (4) 通学路等における危険箇所や緊急時に避難できる「子ども・女性110番の家」等児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取組の実施

4 安全教育の充実

児童等が、通学路等において犯罪の被害に遭わないための知識を習得し、危険を予知し、これを回避できる能力を育成するため、学校等における安全教育に加え、保護者及び関係機関等と連携して、地域ぐるみで地域安全マップを作成するなど、安全教育の充実に努めるものとする。

附 則

平成19年4月3日施行

附 則

令和6年4月1日一部改定

(注1)「児童等」とは、具体的には次のものをいう。

- (1) 乳児（満1歳未満）
- (2) 幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者）
- (3) 児童（小学生）
- (4) 生徒（中学生と高校生）
- (5) 高等専門学校の学生

(注2)「通学路等」とは、学校への通学のほか、児童福祉施設への通所のように、時間帯やコースが特定できる場合をもいう。

(注3)「学校等」とは、具体的には次のものをいう。

- (1) 「学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）」

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園

- (2) 「学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程」

看護専門学校や家政高等専修学校等の学校で、

- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
 - ② 中等教育学校の前期課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者
- に対して、職業若しくは實際生活に必要な能力の育成又は教養の向上を図ることを目的とした教育を行う課程

- (3) 「児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設」

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設（児童館等）、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター

(注4)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動や姿勢等を識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度）が概ね3ルクス以上をいう。